

令和6年度 原村結婚新生活支援事業補助金 申請要領

1 事業の趣旨

原村では、新婚夫婦の婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減し、地域における少子化対策の推進に資することを目的に、婚姻に伴う新生活に係る費用の一部を予算の範囲内で補助します。

2 補助対象世帯

次のすべての要件に該当する世帯を対象とします。

- (1) 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届けを提出して受理されていること
- (2) 対象となる住宅が村内にあり、夫婦の双方又は一方の住所が当該住宅の所在地と一致していること
- (3) 夫婦の合算した前年（申請時点でわかる直近年）の所得金額が500万円未満であること
（貸与型奨学金の返済を行っている場合は合算した所得金額から控除できる）
- (4) 婚姻日において、夫婦のいずれも年齢が39歳以下であること
- (5) 引き続き村内に5年以上居住する意思があること。
- (6) 夫婦ともに村税を滞納していないこと
- (6) 夫婦ともに暴力団員及びは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (7) 夫婦のいずれもが、本補助金又は他の地方公共団体における本補助金と同様の趣旨による補助金等の交付を受けていないこと

3 補助対象経費

結婚に伴い、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った、次に掲げる経費が対象です。

補助対象となる経費	添付資料
<p>(1) 住居費</p> <p>① 住宅の新築工事費・購入費 ※婚姻日より前に取得した住宅は、婚姻日から起算して1年以内 に取得したものが対象です ※土地の購入費、住宅ローン手数料は対象外です ※「原村空家有効活用促進補助金」以外の公的 制度に基づく補助を受けて取得した住宅は対象外です</p> <p>② 住宅賃貸料 ※結婚に伴い賃借した住宅の賃料、敷金、礼金（保証金等含む）、共 益費、仲介手数料が対象です ※夫婦の一方が婚姻前に契約していた住宅に同居する場合は、同居 開始後に支払った費用のみが対象です ※婚姻前から同居していた場合は、婚姻後に支払った費用のみが対象 です ※駐車場代、鍵交換代、クリーニング代、火災保険料等は対象外です ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は住宅手当分を、公的制</p>	<p>• 売買契約書又は請負契約書の写し</p> <p>• 対象経費の領収書等の写し</p> <p>• 賃貸借契約書の写し</p> <p>• 住宅手当支給証明書（様式第2号）</p> <p>• 対象経費の領収書等の写し</p> <p>• 家賃補助の金額がわかる書類（該当者のみ）</p>

度に基づく家賃補助を受けている場合は家賃補助分を対象経費から控除した額が 対象 です	
<p>(2) リフォーム費用</p> <p>※住宅の所有者が夫婦以外であっても、夫婦名義で契約をして、夫婦が費用を支払っていれば対象です</p> <p>※婚姻日より前にリフォームした住宅は、婚姻日から起算して1年以内に実施したものが対象です</p> <p>※倉庫・車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン等の家電購入や設置に係る費用は対象外です</p> <p>※公的制度に基づく補助を受けて実施した工事は対象外です</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書の写し ・対象経費の領収書等の写し
<p>(3) 引越費用</p> <p>※村内の居住用住宅への引越費用で、引越業者又は運送業者に支払った費用（荷物の移動・運送費）が対象です</p> <p>※自身で引越しを行った場合の費用や、引越しに協力してくれた方への謝礼等は対象外です</p> <p>※不用品の処分費用や、引越費用であることが確認できない費用は対象外です</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の領収書等の写し ・引越補助の金額がわかる書類（該当者のみ）

4 補助金の額

対象世帯	補助上限額
夫婦ともに婚姻日における年齢が 29歳以下	50万円
夫婦ともに婚姻日における年齢が 39歳以下	30万円

※対象経費が補助上限額に満たない場合は、対象経費相当額（千円未満切捨）が補助金の額となります

5 申請方法 **※対象となるか事前に企画財政課企画係にご相談ください**

(1) 申請期間 **令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）まで**

（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分）

※申請期間内に交付申請を行うことが困難な場合は「6 資格認定申請」をご覧ください

(2) 申請方法 指定の申請書類を作成し、事前に連絡の上、企画財政課企画係までご持参ください。

※郵送による申請は受け付けません。

- (3) 申請書類
- ・原村結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
 - ・婚姻を証明する書類（婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書等）
 - ・夫婦の住民票の写し（個人番号の記載がないもの、世帯全員の住民票）
 - ・夫婦の所得がわかる書類（申請時点で発行されている直近の所得証明書）
 - ・貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類（該当者のみ）
 - ・補助対象経費ごと必要な添付資料（「3 補助対象経費」で該当する書類）
 - ・その他村長が必要と認める書類

6 資格認定申請

申請期間内に交付申請を行うことが困難で、次年度に引き続き補助金の交付を受けようとする方は、補助金の交付を受ける資格があると認定された場合に、翌年度に交付申請することができます。

- (1) 対象世帯 補助対象世帯のうち、申請期間内に交付申請を行うことが困難な世帯
- 例1：申請期間を過ぎた令和7年3月中に結婚した
- 例2：契約済の新築住宅の完成・支払いが令和7年4月以降
- ※婚姻日より1年以内取得が条件
- 例3：住宅リフォームを令和7年4月以降に実施
- ※婚姻日から1年以内実施（契約）が条件
- (2) 申請期間 **令和7年1月6日（月）から令和7年3月31日（月）**
- (3) 申請方法 指定の申請書類を作成し、企画財政課企画係までご持参ください。
- ※郵送による申請も可
- 郵送先 〒391-0192 原村6549番地1
- 原村役場 企画財政課 企画係
- (4) 申請後の流れ 村で認定申請の内容を審査し、資格認定通知書又は資格不認定通知書を本人宛に通知します。認定通知書を受け取った世帯は翌年度に交付申請することができます。

7 継続補助

次の場合は、翌年度に引き続き補助金の交付申請をすることができます。ただし、前年度と当該年度の補助上限額が異なる場合は前年度の補助上限額が適用されます。

- (1) 婚姻日の属する年度の翌年度に限り、前年度に補助上限額に達しなかった場合は、前年度の補助上限額まで継続して申請することができます。
- (2) 婚姻日の属する年度において資格認定を受けた翌年度に限り、前年度の補助上限額まで申請することができます。

8 その他

- (1) 交付決定（額確定）・交付請求
- 交付申請をして、村長が補助金を交付すべきと認めた場合は、原村結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第3号）を交付します。
- 交付決定を受けた場合は、速やかに原村結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を村長に提出してください。
- (2) 補助金の支払い
- 村長は、不備のない交付請求書を受理してから30日以内に指定された口座に支払います。
- (3) 交付決定の取消し・補助金の返還
- 村長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは交付決定の取り消しを行い、既に補助金を交付しているときは全額又は一部を返還させる場合があります。
- ①偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- ②補助金の交付決定等の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ③その他、村長が必要と認めるとき。
- (4) アンケートへの協力
- 本事業の効果や、今後の子育て支援策の参考としたいのでアンケートにご協力ください。

◇問い合わせ先

原村役場 企画財政課 企画係
電話 0266-79-7942（直通） メール kikaku@vill.hara.lg.jp